

能美市市内業者及び準市内業者の認定基準要領

平成20年12月15日

告示第100号

(目的)

第1条 この告示は、競争入札参加資格を公平かつ公正に処理するため、能美市競争入札有資格者名簿に登載された建設業者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、能美市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所（以下「本店等」という。）を有している業者をいう。

2 準市内業者とは、能美市内に常時契約を締結する事務所として建設業法第3条第1項の許可に係る営業所（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

(市内業者の認定要件)

第3条 市内業者の認定要件として、次に掲げるいずれかに該当すること。

(1) 法人にあっては、能美市内に本店等の法人登記がなされ、本市において法人に係る法人市民税の納税義務を有するとともに本市に納付すべきすべての市税を完納していること。

(2) 個人にあっては、事業主が能美市内に住民登録を有し、本市に納付すべき全ての市税の納税義務を有し完納していること。

(準市内業者の認定要件)

第4条 準市内業者の認定要件として、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 支店等に、第2条第2項の営業所の開設に必要な資格を有する常勤の技術者2名以上及びその他の常駐職員が1名以上配置されており、常時事業活動をしていること。

(2) 法人市民税申告書における法人税割において、本市分の従業員数が次の区分に応じ配置されていること。

(ア) 全従業員数が10人以下の企業 3人以上

(イ) 全従業員数が11人以上15人以下の企業 4人以上

(ウ) 全従業員数が16人以上の企業 全従業員数が16から5増すごとに5人に1を加えて得た数以上であること。

- (3) 固定資産税に関する土地、家屋、償却資産のうち2種類以上の資産が課税対象であり、かつ納税実績を有すること。ただし、支店等を他から賃借している場合においては、賃貸借契約を締結し賃借料を支払っている場合はこの限りでない。
- (4) 独立した事務所以外の建物を支店等とする場合は、事業を行うための機能を有する部分と他の部分とが明確に分離されていること。ただし、事務所部分と他の部分とがそれぞれが独立した出入口を有しており、かつ出入口等を除いた事務所部分の床面積が9㎡以上であること。
- (5) 受注希望業種意思表明書の特に受注を希望する業種を土木工事業とする者は、準市内業者登録申請をする年度の道路除雪業務委託契約において、自社調達を除雪機械を1台以上有していること。
- (6) 電気の使用量が、営業活動を行うために通常必要となる一定量に達していること。
- (7) 上下水道の使用量が、営業活動を行うために通常必要となる一定量に達していること。

(市内業者及び準市内業者の認定基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり必要な基準は、次項に規定するものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
- (2) 営業活動を行うための人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。
- (3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する支店等と認めないものとする。

- (1) 事務等を執り行うための事務用備品（机、椅子等）、事務用機器（電話、ファックス等の通信機器、複写機等）及び電算機器（インターネットが使用可能であるパーソナルコンピュータ、表計算ソフト、積算ソフト等）を備え付けられていないとき。
- (2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が外部から見える場所に表示されていないとき。
- (3) 営業活動を行うための人的配置がなされていなく、かつ配置人員が市外の本支店などと兼務となっているとき。

- (4) 事務所を他の事業者と共同して使用している場合。ただし、事務所が相当の面積を有し勤務する従業員の所属があきらかである場合はこの限りでない。
- (5) 常時不在転送電話となっており、単なる取次ぎや単なる連絡員とみなされる人員を配置している。又は、他の者と共同して雇用している場合。
- (6) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所又は作業所等であると認められるとき。
- (7) 営業活動に係る帳簿類や職員の出勤簿等を備えていないとき。

(事業所訪問調査)

第6条 前条第2項の確認のために、必要に応じて随時事業所等訪問調査を行うものとする。

(認定の取り消し)

第7条 既に市内業者としての認定を受けている者で、第3条の認定要件又は第5条第1項の認定基準を満たしていないと認められる場合は、その認定を取り消すものとする。

2 既に準市内業者としての認定を受けている者で、第4条の認定要件若しくは第5条第1項の認定基準を満たしていないと認められる場合、又は第5条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、その認定を取り消すものとする。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の能美市市内業者及び準市内業者の認定基準要領により既に市内業者及び準市内業者としての認定を受けている者は、この告示の施行の日から2年間はその認定を有効とする。